

生存権裁判(老齡加算)の提訴・弁論・判決等進行状況

2014年1月28日現在

県名	老齡加算	提訴時期		控訴・上告時期	代理人	支援する会 立ち上げ時期	裁判の現段階		
							最近の口頭弁論	次回弁論予定	備考、結審・判決等
京都	(外1) 3	05/4月,05/7月	06/7月,07/4月	(2012年3月24日上告)	9	2005年4月	(上告中)	(上告中)	2012年3月14日大阪高裁不当判決
秋田	2	2005年7月	2007年6月	(2013年4月4日控訴)	5	2006年5月	控訴審(秋田)2014年1月20日(3回)	控訴審(秋田)2014年3月17日(4回)	2013年3月22日秋田地裁不当判決
広島	(多1) 20	2005年12月		(2009年1月6日控訴)	15	2006年2月	控訴審2013年11月27日(16回)	2014年3月26日(水)広島高裁判決	2008年12月25日広島地裁不当判決
新潟	3	2006年2月	2006年9月	(2012年12月21日控訴)	12	2006年10月	控訴審(東京)2014年1月27日(5回)結審	2014年3月24日(月)控訴審・東京高裁判決	2012年12月14日新潟地裁不当判決
福岡	33	2006年3月	2007年3月18日	(2013年12月26日上告)	6	2005年4月	2013年10月21日高裁差戻審(6回)結審	(上告中)	2013年12月16日福岡高裁差戻審不当判決
東京	*10	2007年2月		(10年6月7日原告側上告)	22	2007年2月		(終結)	2012年2月28日最高裁判決原告側敗訴
青森	7	2007年4月	2007年9月7日	(2013年2月6日控訴)	8	2007年4月	控訴審(仙台)2014年1月24日(3回)	控訴審(仙台)2014年4月25日(4回)	2013年1月25日青森地裁不当判決
兵庫	9	2007年5月	2007年8月		8	2007年5月16日	2013年11月26日(弁論準備期日)	2014年2月20日(原告本人尋問予定)	裁判所がデータ提出、研究者の証人申請など拒否
熊本	2	2010年12月			4	2011年6月19日	2014年1月8日(15回)結審	2014年3月12日(水)熊本地裁判決	原告・弁護団は十分な証拠調べを要求していた
合計	89				89				

<註> 表中の(外)は在日外国人、(多)は多人数世帯(4人以上)の生活扶助基準減額に対する提訴を示す。東京の*印10人は終結したため、原告の総数は、現在79人。

広島の原告11人がこれまでに亡くなっている。そのうち1人は承継することになったので、数としては20人となった。また、福岡の場合は、04年度減額分に対して28人が提訴し、重複部分を1人が取り下げたことと、その後2人が亡くなり25人となった(一次提訴)。その後、06年度分減額に対して一次提訴の25人を含む41人が二次提訴を行った。2013年8月地点での福岡の原告の状況としては、全体として44人が提訴し、これまでに2人が取り下げ、9の方が亡くなったため現在の原告数は33人となっている。

北海道(札幌7人、釧路1人)は母子加算で原告8人(最初は9人)がたたかっていたが、2010年4月1日、母子加算復活合意書の調印で2年半に及び訴訟を取り下げ終結した。

同様に、母子加算でたたかっていた、青森1人、京都1人、広島2人の原告も提訴を取り下げた。

東京は2010年6月7日最高裁に上告、2012年2月28日に最高裁第3小法廷不当判決。東京の裁判としては終結した。原告は12人だったが2人が亡くなり元原告の合計は10人となった。

広島は2008年12月25日広島地裁不当判決。2009年1月6日広島高裁に控訴し審理中。2012年8月、文書提出に関して裁判所が国に対して質問(審尋書)し、その結果、2012年11月16日に広島高裁は国側に対して提出命令を出したが、2013年4月19日に最高裁(三小)は不当にも申し立てを却下した。11月27日(16回)に結審、**判決は2014年3月26日(水)11時~。**

福岡は2009年6月3日地裁判決。控訴審は2010年6月14日原告側勝訴判決。相手側が上告し2012年4月2日最高裁(第2小)差戻し判決。なお、2011年9月と2013年5月に原告が亡くなり原告は33人となった。2013年10月21日、福岡高裁差戻審第6回口頭弁論で結審、**2013年12月16日(月)の判決は原告の事態を無視し、国側の裁量を大幅に認めたと不当判決だった。12月26日上告した。**

京都は2009年12月14日の京都地裁不当判決に続き大阪高裁も2012年3月14日、原告敗訴の不当判決だった。同3月24日上告し、2012年10月、第1小法廷に係属決定し、現在審理中。2013年11月27日原告が最高裁要請。

兵庫は2010年8月に神戸地裁が国側に対して最初の文書提出命令を出したが認められなかった。2013年11月26日の次は2014年2月20日15時~で原告本人尋問が行われる。データ提出、研究者証人申請などは認められなかった。

新潟は2012年12月14日新潟地裁不当判決。審理は東京高裁に移り第1回弁論は2013年4月19日。**第5回の2014年1月27日に控訴人側は原告と研究者証人調べを要求したが却下、結審した。判決は2014年3月24日(月)14時~。**

青森地裁は2013年1月25日(金)原告敗訴の不当判決を行った。原告側は2月6日全員が仙台高裁に控訴した。仙台高裁第3回口頭弁論は2014年1月24日、次回第4回は4月25日(金)14時~原告本人と証人尋問が行われる。

熊本は準備手続を終えて2012年11月からは通常法廷。2012年5月、原告1人が亡くなり2人となった。2013年4月15日は原告が陳述した。11月13日(15回)では弁護団が請求していた資料が出ず、**地裁判決は2014年3月12日(水)。**

秋田地裁は2012年9月7日結審。2013年3月22日(金)不当判決を行った。原告・弁護団は4月4日控訴した。2014年1月20日の第3回口頭弁論では証人申請却下されたため、次回3月17日(第4回)で結審する可能性がある。

秋田の原告は4人だったが、これまでに2人の原告が志半ばで亡くなり原告は2人となっている。

生存権裁判を支援する全国連絡会作成